

[別紙] 回答案件様式

回答者（ 四万十市 ）

	事案名	回答内容（今後の対応）	備考 （所管課）
18	●ヘリポートの設置について	昨年度も要望事項に回答。「緊急用ヘリポート」、ホバリングポイント」のような簡易な整備についても、今しばらく猶予をいただきたいと思います。	地震防災課
19	●防災無線について	来年度（29年度）以降検討する。	地震防災課
20	●ネット配信について	光ケーブルの敷設には数億円規模の費用が掛かる。市が事業主体となって光ケーブルを敷設するのは難しいと考える。 これまでに引き続いて、事業者に対しては整備の推進を、国、県に対しては、整備経費についての支援強化の要望を行っていくこととする。	企画広報課
21	●督促状の取り扱いについて	市税・国保税等の滞納処分については、法規等に基づき、督促・催告（催告書・差押え予告書等）を行い、それでも納付（納付の約定が無い場合）が無い場合に、差押えを行っています。 また、市税・国保税の滞納者で、特に悪質と認められる者（高額滞納者で且つ徴収困難な者、滞納処分の常習者等）については、これを専門に取扱う幡多租税管理機構に移管して、滞納処分等に取り組んで貰っており、租税管理機構で差押えを行う場合、市で督促・催告を行ったうえで、改めて機構で催告を行い、それでも納付の無い場合に行うこととなります。 質問の内容については、督促状の取り扱いと差押えの通知等に関することと思いますので次のとおり整理し回答します。 1点目に督促状の宛名及び送付先についてです。 まず、宛名については、個人の方への課税はその個人宛に行う必要があり、特段の事由（後見人を必要とする場合等）が無い限り、ご家族からの申し出があっても変更することは法的に不可能です。 次に送付先ですが、これについても法規定を受けます。基本的には、債務者本人の住所地に送付するものですが、届け出により変更することは可能です。また、送付については、宛先不明で返戻があった場合等を除き、適正な到達があったものと考えられることを申し添えます。 以上のことから、質問内容の「入院中に親に対する督促状を開封しなかった」点については、親子内での情報共有の範囲であり、行政がこれに立ち入ることはできません。また、送付先について御不便があったとしたら、納付書・督促状等の関係通知を受け取られた段階で、ご相談があれば、お子様の住所地等への変更は可能であったと考えられます。 なお、入院中との御事情はあろうかとは思いますが、個々の病状等についてもご相談が無ければ把握することはできませんし、関係書類の送付が適正に行われていると考えられる段階で、一律的にこれを調査することは	収納対策課

		<p>適正な事務処理とは考えられません。</p> <p>2点目に死亡した場合の差押え関係書類の送付についてです。</p> <p>個別の状況（関係書類送付月日と死亡年月日等）が分からないので、適正であったか否かの判断はできません。</p> <p>法規等による取扱は、関係書類の送付時点で死亡の確認ができていれば、相続関係を調査して相続人に送付することとなります。</p> <p>なお、死亡以前（確認不能時点含む）の書類は債務者本人に対して行う必要があり、郵送にかかる日数等から、死亡後に届くこともございます。</p>	
22	●文化センターについて	<p>市民、来訪者にとって利便性の高い場所、コンパクトシティとしてのまちづくり、中心市街地の活性化、にぎわいの創出の観点から多様な都市機能や交通網が集積している中心市街地での整備を最優先とし、同じく老朽化が進む「中央公民館」、「働く婦人の家」との施設の再配置・集約化を検討する中、「中央公民館」に近接し一定規模の敷地面積を有するJ A高知はたとの一体整備による複合施設整備を最も有力な候補として、J A高知はたとの協定のもと複合施設整備研究会を設置し、5回の研究会を重ね、施設規模や配置、整備手法、整備費や財源などについての基本事項の整理を概ね完了したところ。</p> <p>今後、政策協議のうえ、より具体化を図る方針が決まれば、関連団体、市民、有識者等を交えた基本計画の策定に入る。</p>	企画広報課
23	●議会傍聴をケーブルテレビで	<p>初期経費で、3400万円以上、年間経費は1300万円以上かかるものと推測される。一方、視聴できるのは一部の地域であり、市内約2,000世帯程度(市全体の12.2%)である。費用対効果の面からも実現は難しい。現在の環境で出来ることを工夫し情報発信していく。</p>	企画広報課
24	●老人クラブへの支援について	<p>厚生労働省老健局長通知による「老人クラブ活動等事業要綱」に基づき、高知県「地域老人クラブ活動費補助金交付要綱」第3条により、下記のとおり定められた補助金額であり、市連、村連及び免除基準等については、老人クラブ連合会の中での取り扱い事項であり、各連合会で対応すべきと考える。</p> <p>(1) 会員数20名未満では、月額500円×助成を行った老人クラブの活動延べ月数</p> <p>(2) 会員数20名以上30名未満では、月額1,500円×助成を行った老人クラブの活動延べ月数</p> <p>(3) 会員数30名以上では、月額2,800円×助成を行った老人クラブの活動延べ月数</p> <p>平成28年度は大宮老人クラブより申出があり、診療所の周辺をボランティアで行う申出があった。補助金の話は一切出ていない。</p> <p>また、通年は診療所の草刈り作業等施設管理は職員で対応しており、今後も維持していきたい。</p>	保健介護課  西土佐診療所

25	●大宮産業への支援について	平成29年度に地域おこし協力隊を大宮に配置する予定であるが、募集要項には、「大宮集落活動センター(集落自治の取り組みを行っている)の活動への協力」を活動内容として挙げている。 一法人である大宮産業に専属で地域おこし協力隊を配置することは出来ないが、地域が起こした地域の振興を目的とした法人であることから、大宮産業が行う地域振興に資する活動への取り組みへの支援を検討している。	地域企画課
32	●災害対策について	今年度、高知県物資配送計画(基本計画)策定中。平成29年度に県拠点ごとに市町村物資拠点までのルートを検討していく。	地震防災課
33	●避難所の表示について	今後、検討する。	地震防災課
34	●要望について(耐震事業)	住宅の耐震化戸別訪問調査については、専門的な知識がなくても地区内での聞き取りができるような質問内容に絞る等の対応を行っております。当事業の実施に際し、貴地区のご協力を頂けないのは大変残念ですが、これまでに88地区にご協力をいただきまして、市の耐震診断、家具の転倒防止対策事業の利用件数が、前年度の数倍になる等の大きな成果につながっています。今後も、地区の皆さんによるご協力をいただきながら、地域防災力の向上に向けた取り組みを進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。 なお、例示のありました住宅の建築年月日が不明な場合の対応方法としては回答項目に「不明」の欄を設けておりまして、また筋交いの本数の聞き取りについての質問は設けておりません。	地震防災課
35	●備蓄の件について	現在、施設整備を行っております防災活動拠点施設と八束保育所を併せまして、約100人(1人/2㎡)の避難者を収容できる見込みです。しかし、当該施設への避難が想定される間崎、実崎、津蔵淵地区の想定避難人数(県試算)は約560人が見込まれていますので、その人数をカバーできるよう、他の施設への避難やテントによる宿泊を行う等の対応について、地域の皆様のご意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。備蓄物資は、想定避難者数の3食×2日分を市で備蓄する計画としております。	地震防災課
53	●宅老所の設置について	宅老所の設置について、平成28年12月13日、大屋敷集会所にて、片魚、大屋敷、常六、三ツ又地区代表・社協・あったかふれあいセンターアルメリア、地域おこし協力隊・保健介護課による、検討会を行い、その中で、旧常六小学校にあったかふれあいセンターのサテライトの設置について、また将来的に旧片魚中学校に老人福祉施設のような施設を設置できれば良いが、との意見が出され、東富山4地区の意見がまとまらず、今後も地区と検討を行う予定である。	保健介護課
54	●西土佐診療所について	平成28年4月から常勤医師1名体制になり、地域住民には大変心配をおかけしている。 研修制度や専門医制度等により、過疎の小規模医療機関への医師招聘は大変難しい状況である。	西土佐診療所

		<p>平成 29 年度は、医師招聘の専門サイトへの広告料を予算化し、呼びかけを行なうこととしている。</p> <p>また、現在の常勤医師も平成 28 年度末で定年(65 歳)になるが、後任医師が見つかるまで、1 年間延期して勤務していただけることになった。</p>	
55	●保育所入所について	<p>0 歳児保育は民間保育所 3 施設及び事業所内保育施設 1 施設で受入れを行っている。福祉事務所に問い合わせがあった場合、入所要件等を確認したうえで、保育の必要性があれば受け入れ可能な施設に入所できるよう措置するが、保育士の確保や保育室の面積基準等の課題もあり年度途中では受入れできない場合もある。</p> <p>受入れできない場合は、認可外保育施設（託児所等）を紹介している。</p> <p>平成 27 年度にはリトルフレンドが認可保育施設に移行しており、0 歳児の受入れ数は以前より増えている。今後更なる施設整備等の必要性については、少子化が進む中、費用対効果等を十分に検証したうえで取り組んでいきたい。</p>	福祉事務所
56	●クリーンセンターについて	<p>火災ごみの処理については、50 c m 以上 2 m 以内のごみは破碎処理をしなければなりません。そのため、炭のついたごみは、プラットホーム内がほこりますので、他の利用者の方に迷惑をかけないように搬入者の少なくなった 16:00～16:30 頃に搬入し 16:30 頃から再処理をします。受け入れ時間を制限しています。</p> <p>炭のついていないごみ及び炭がついていても 50 c m 以内に切った場合は、時間制限することなく通常時間内で受け入れています。</p>	環境生活課
66	●ミドリガメの駆除について	<p>ミドリガメは環境省の「生態系被害防止外来種リスト（平成 27 年 3 月作成）」において緊急対策外来種に位置付けられている。</p> <p>四万十川では漁業組合連合会でミドリガメの胃の内容物を調べたこともあり一定量のエビ類の捕食が確認されている</p> <p>ミドリガメについては、野外に広く定着しており、また大量に飼育されていることから、すぐの対策は困難と考えるが、関係漁協と協議しながら対応していきたい。</p>	農林水産課
75	●市道について	<p>堂ノ駄馬線：現地確認を行い、枝部分のみ撤去済みです。</p> <p>ツヅラゴウ線：西富山地区における広範囲にわたる幅員拡幅（道路改良）については、現在、古尾大西ノ川線・大西ノ川線・掃地山線の 3 路線の整備を行なっております。各地区で複数の整備を行うことは財政的に困難ですので、地元において優先度等の調整をお願いします。</p>	まちづくり課
76	●水道の普及について	<p>水道の未整備地域では谷水等を利用しており、濁水や濁水、また高齢化により維持管理が困難になるなど、大きな課題を抱えていることは十分に理解しており、県の中山間地域生活支援総合補助金を活用して、生活用水の確保対策（給水施設の整備）を進めている。</p> <p>昨年の 10 月には、H28～H32 年度の 5 年間の生活用水確保支援事業整備計画（年次計画表）を策定し、順次、</p>	企画広報課

		整備を行っているところである。	
77	●国道について	<p>国道 441 号の整備事業が進行中のため、並行して 2 路線の整備実施は県の予算上困難な状態とお聞きしています。441 号の目処が立った後に整備に移れるように、毎年少額ではありますが準備工事等を行っています。整備事業の灯を絶やさないように、今後とも 439 号整備促進期成同盟会を通じて働きかけを続けていきます。</p>	まちづくり課
78	●台風時等の水害対策について	<p>平成28年9月の台風16号では、時間50mmを観測する豪雨が短期間に集中し、岩田川の沿川においては、豪雨による内水や堤防の越水などによる被害が発生しております。</p> <p>このため、高知県へ今後の対策について強くお願いしたところです。現在、被害の原因分析とともに、平成29年3月より河道内で繁茂し流水の阻害となっている樹木の伐採を実施して頂いたところです。</p> <p>今後も効果的対策の実施について、お願いしてまいります。</p>	まちづくり課
79	●スジアオノリについて	<p>スジアオノリを芽生えさせたヒビ建網延べ264枚を四万十川に順次張り込み自然栽培を行った。</p> <p>事業期間：平成28年8月19日～平成29年3月31日 河川網設置期間：平成28年11月27日～平成29年3月18日</p> <p>今年度の栽培結果、経験をもとに来年度取り組んでまいります。</p>	農林水産課
80	●大規模農業の害について	<p>この大規模農園は、上家地地区で以前養豚場の建設計画のあった場所で、現在キャベツ畑としてキャベツを生産している。</p> <p>この畑は、傾斜地の畑となっており、大量の雨が降ると土砂が流出して家地川が濁水化の原因となっている。なお、キャベツ畑が出来る前の平成27年度末に大規模農園ができるという情報があったことから、家地川上流部（キャベツ畑のすぐ下流地点）において一度水質検査を実施した。（この時の水質検査では異常なし。）</p> <p>その後、定期的な水質検査を行えるよう予算要求を行うが、予算計上が見送られた。今後の対応として、生産者である(有)太陽ファームに沈砂池に流入している土砂の取り除きや水質検査等を行ってもらうようお願いすることとしている。</p>	地域企画課
81	●四万十川の保全について	<p>資源の減少は環境の変化等の様々な要因があると考えられます。市と市内3漁協で協議会（四万十川漁業振興協議会）を設置しており、この中で、漁協より意見をいただきながら協議してまいります。</p>	農林水産課
82	●樋門について	<p>平成28年8月の地区要望時に回答したように、近年の異常気象により集中豪雨の回数が増え排水機場の稼働回数が増えたことにより燃料費・運転管理費（人件費）の負担が増加し、そのうえ米価の安値安定等昨今様々な問題が生じており、それらを勘案し、運転管理費についてはこれまで通り地元負担とし、燃料費についての負担を市がすることとしましたので、今後の対応については要望回答のとおりとしたい。</p>	農林水産課

83	●河川災害などについて	<p>堤防に係る抜本的な対策については、引き続き国と協議していく。また、排水ホース対策については作業にあたっていただいている業者のご厚意により架台を設置している状況です。</p> <p>片側通行体制につきましても、今後も地域の皆様の意見をいただきながら、関係機関と協議・検討していく。</p>	地震防災課
95	●口屋内 赤鉄橋について	<p>●口屋内 赤鉄橋について 点検・・・21年度実施済。29年度に近接目視点検予定。 点検で緊急性の高い修繕箇所があった場合は、修繕計画を見直し取り組みを行います。なお、修繕は四万十市長寿命化修繕計画に基づき、取組んでいます。 ボルトの外れは現地確認しています。トラス上部の継手ボルト 18 本中の 1 本です。通行に影響がある緊急性の高いものではありません。</p> <p>●口屋内 沈下橋について 平成 28 年度調査により沈下橋は、橋桁の鉄筋量不足で補強が必要であることが判明しました(地元へは周知済)。30 年度より補強が行えるよう、国・県へ要望を行っています。</p> <p>●口屋内 天皇橋について 高知県幡多土木事務所 河川維持の対応により、除去(2月1日) 済</p>	産業建設課